

令和8年7月6日
長野県建設部砂防課

公募型プロポーザル方式(技術者評価型)に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式(技術者評価型)にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式(技術者評価型)試行要領(最終改正 令和7年3月 17 日付け6建政技第 374 号)及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領(最終改正 令和2年3月 24 日付け元建政技第 454 号)に示すとおりです。

1 業務の概要

(1)業務名

令和8年度 交付金(総流防)情報基盤整備事業
雨量等観測総合システム(公開システム)構築業務

(2)箇所名

県内一円

(3)業務の目的

雨量等観測総合システムにおける公開システムは、いつどこで発生するか予測困難な土砂災害や被害の範囲が大きい洪水発生時に、命を守るために欠かせない早期の警戒と迅速な避難を促すため、WEB サイト「長野県河川砂防情報ステーション」により防災情報を住民の皆様へ公開することを目的としている。

近年の気象の変化や、危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの導入に伴う観測情報の増加に伴い、長野県河川砂防情報ステーションに求められる機能が変化している。また、観測システムの改良によって、テレメータ監視装置がクラウド化されるとともに、水位観測の間隔が 10 分から1分へ短縮される予定である。

「いつが危ないか」「どこが危ないか」といった防災情報を住民・市町村等に適切かつ分かりやすく提供するため、システムに求める要件を整理し、次期公開システムの構築を行うことを目的とする。

(4)業務概要

雨量等観測総合システム(公開システム)構築 一式

(5)業務内容

1)計画準備

業務実施に先立ち、業務の目的、内容を十分把握したうえで、業務実施方針、実施体制、工程計画

等を取りまとめた業務計画書を作成する。

2) 現行システムの状況調査

ア 資料収集整理

現行システムの設計図書や、現行システムに紐づいているシステム、雨量等観測総合システム（観測システム）、気象庁や国土交通省の関連システムの情報を収集し、本件の基礎資料として整理する。

イ 現行システムの状況調査

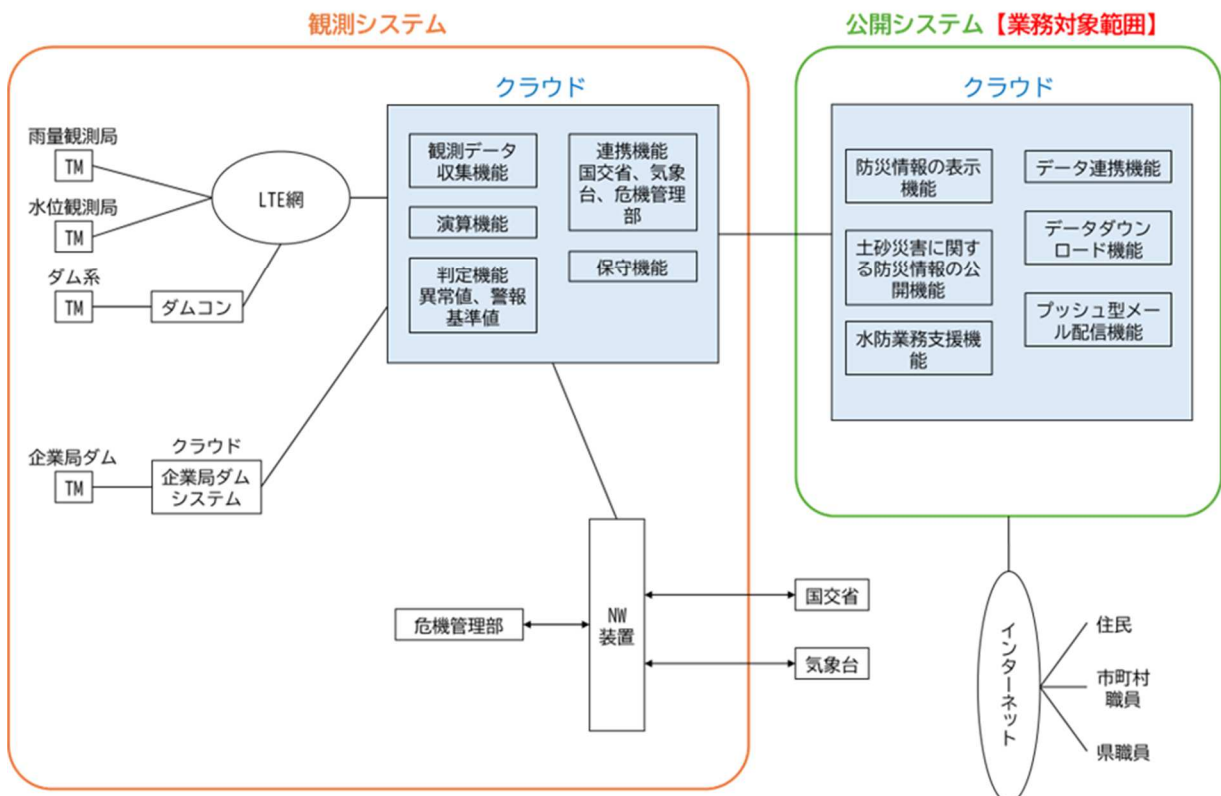
現行システム（管理者用・住民用）で閲覧可能な情報、各種情報の管理者、閲覧する情報の形式、システム構成等を調査するとともに、現行システム利用上の課題を整理する。

3) システム全体構成方針

ア システム全体構成方針の検討

現行システムの有する機能の維持を基本とし、新たに必要な情報（有償・無償）を整理する。資料収集整理、現行システムの状況調査および新たに必要な情報の整理結果を踏まえ、改修後に搭載する機能や情報、閲覧形式等を検討する。検討にあたっては 4) 機能要件を踏まえ、公開システムの構築案を作成し、発注者と協議の上で決定する。

なお、雨量等観測総合システムの構成は図－1のとおり。



図－1 雨量等観測総合システム システム構成

イ 他システムとの関係整理

表示系システムにおいて必要となる他機関・他システムとのデータとの連携方法について検討する。

4)機能要件

本システムの表示機能については、住民、市町村および県職員といった利用主体に応じて、提供する情報および画面構成を整理したうえで構築する。

表示画面は住民向けに公開するものと、職員向けに機能を追加したものを構築する。職員向けについては住民向けと同一の画面構成を基本とし、機能を追加するものとする。

ア 防災情報の表示機能

現行システムが有する防災情報の表示機能については、これを維持したうえで、視認性および操作性の向上を図るものとする。

主な表示対象および機能は以下のとおりとする。

・県の観測情報の公開

雨量、水位(1 分間隔)、河川課所管ダム諸量、企業局所管ダム諸量、危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラ、水門、排水機場等の観測情報を分かりやすく表示する。

なお、これらの情報はクラウド環境で別途構築を予定しているデータベース(雨量、水位、ダム流入量・放流量、カメラ画像等の観測データを時系列で格納するデータベース)からデータ取得するものとし、必要に応じて、本業務で構築する表示機能において取得しやすい形式となるよう、発注者、データベース構築事業者、本業務受注者の三者で協議を行うものとする。

・気象警報・注意報の公開

気象警報・注意報について、WEB サイトで表示する。

なお、これらの情報は、クラウド環境で別途構築を予定しているデータベースからデータ取得することを基本とするが、業務開始後、発注者と協議のうえ、データ入手方法については決定する。

・国土交通省データの表示

国土交通省が提供する雨量、水位、CCTV カメラ画像を取り込み、県の観測情報と統合的に表示する。

なお、これらの情報は、(一財)河川情報センターからデータ入手することを基本とするが、業務開始後、発注者と協議のうえ、データ入手方法については決定する。

・GIS を活用した防災情報の表示

土砂災害警戒区域、避難所、浸水想定区域等の各種空間情報を GIS 上で重ね合わせて表示する。

・操作性およびカスタマイズ性の向上

利用者が直感的に操作できる画面構成とするとともに、トップページの表示内容や地図上の表示地点について、利用者ごとにカスタマイズ可能な機能を備える。

・将来拡張への対応

運用開始後における新規情報の追加および機能向上に柔軟かつ容易に対応できる構成とす

る。

なお、使用する各種データの内容、提供方法等の詳細については、表示要件および運用を踏まえ、発注者と協議のうえ決定する。

イ 土砂災害に関する防災情報の公開機能

土砂災害関連の情報を公開するため、以下の機能を実装する。

- ・土砂災害危険度および解析雨量を表示し、降雨状況とあわせて把握できるもの
- ・1km メッシュ毎のスネークライン図作成

なお、地震発生時等における CL 値暫定引き下げについては、保守の中で対応するものとする。

ウ 水防業務支援機能

水防業務における河川防災情報の伝達に関し、従来の FAX による手作業中心の運用を見直し、情報の選択、伝達先の設定、配信をデジタルにより一元的に管理・実行できるシステムを構築する。

本機能により、複数種別の防災情報を同時並行かつ確実に関係機関へ伝達することを可能とし、作業の迅速化・効率化を図る。また、人的作業への依存を低減することで、ヒューマンエラーや伝達遅れの防止を図り、限られた人員下においても安定した水防業務の実施を支援する。

なお、以下の機能を実装することを想定しているが詳細は職員と協議のうえ決定する。

- ・県水防警報作成・伝達(メール・FAX)機能
- ・県管理ダム、水門、排水機場の放流通知等の作成・伝達(メール・FAX)機能
- ・国洪水予報・水防警報転送機能
- ・受信確認機能
- ・通知先機関等の登録・変更機能
- ・基準水位到達状況および今後の水位予測傾向の表示機能
- ・大型表示装置表示機能

災害対策本部や水防業務時に使用する大型表示装置への表示を想定し、防災情報を一目で把握できるダッシュボード形式の画面を構築する。

本画面では、雨量・水位の状況、警報・注意報、基準水位到達状況等の重要情報を集約し、時々刻々と変化する状況を直感的に確認できる表示とする。

- ・県職員の水防配備支援機能

県では本庁および事務所ごとの枠組みで水防業務を当番制としている。防災気象情報の発令に伴う当番職員への通知機能および当番の管理機能を構築する。

また、発災後の職員対応軽減に資するよう、降水量の分布を等値線(コンターライン)で表した図の表示機能を追加・出力機能を実装する。

エ データ連携機能

クラウド環境で別途構築を予定しているデータベースに含まれないデータについては、「長野

県スマートハイランドデータ連携基盤」から取得することとし、取得したデータはリアルタイムで更新し、関係者や住民が容易に閲覧できるよう Web 画面等で提供する。

オ データダウンロード機能

観測データをオープンデータとして公開し、誰でも自由に利用可能とするため、ユーザーが任意の観測局および期間を選択し、該当する観測データを CSV 等の形式でダウンロードできる機能を実装する。

カ プッシュ型メール配信機能の検討

現在、「長野県防災情報メール」として住民向けに配信されているシステムについて、引き続き同様の機能を実装する。

5)非機能要件

ア 性能要件

本システムは、災害時等におけるアクセス集中を考慮し、5 万人／1分間の利用を想定した性能を確保するものとする。

また、水位観測データの 1 分間隔化や画像データの蓄積・配信に伴うデータ量の増加を踏まえ、表示遅延や情報欠落が生じないよう、安定した情報提供が可能な構成について検討のうえ実装する。

イ 可用性・信頼性

災害時においても継続的に情報提供が可能となるよう、システム全体として冗長構成を基本とした設計とする。

あわせて、障害発生時には速やかにサービスを復旧できるよう、障害の検知方法および復旧方針について検討し、安定した運用を確保するものとする。

ウ 拡張性・柔軟性

将来的な観測点の増設や新たな防災情報の追加、機能拡張を想定し、システム改修が容易に行える構成とする。

また、制度改正や運用変更への対応を含め、中長期的な利用を見据えた柔軟性の高いシステム構成について検討のうえ実装する。

エ 運用負荷軽減

システムの運用にあたっては、OS およびミドルウェアの更新作業を含め、運用管理者の負担軽減を図る構成とする。

あわせて、サーバ更新作業や定期的な保守対応が効率的に実施できるよう配慮し、安定かつ継続的な運用が可能な仕組みを検討のうえ実装する。

オ セキュリティ

不正アクセス防止、情報漏洩防止の観点から、適切な認証・アクセス制御を講じるとともに、運用時のセキュリティパッチ適用やログ管理を含めたセキュリティ確保について検討のうえ実装す

る。

6)設計・構築

ア システム詳細設計

システムの改修方針に基づき設計を行い、詳細設計書を作成する。

イ システムの構築

詳細設計に基づき、システムの構築を行う。

また、整備後の運用コストについても費用を算出する。

ウ 試験・検証

システム構築後、機能・性能試験を実施し、要件通り動作することを確認する。障害発生時の復旧手順やバックアップ・復元の検証も行い、運用に必要な安定性を評価する。

7)システムの運用

本業務で構築したシステムを運用する。令和 10 年4月運用を開始し、令和 15 年3月まで運用を行うことができるシステムとすること。システムの運用および管理は、システムを構築した者の実施を予定している。

運用にあたっては、以下を満足すること。

- ・異常検知機能により 24 時間 365 日運用状況が監視できること。
- ・監視内容については異常検知が可能なように十分に検討を行う。
- ・障害発生時は迅速に対応すること。なお、障害発生時の対応は、平日・日中での対応を基本とする。
- ・障害対応についての経費は、本契約の運用経費に含むものとする。
- ・セキュリティや情報漏洩について十分に注意して運用を行う。
- ・誤情報配信時はすみやかに訂正および削除を行う。
- ・構築したページ及びシステムの運用については、今回業務の受注者と運用保守契約を締結する予定である。なお、5年間は運用することとし、その期間中の業務内容の変更やOSのサポート期限等について考慮すること。
- ・軽微な修正については運用管理のなかで対応のこと。範囲については県と協議のこと。

セキュリティを維持確保するために、搭載されたソフトウェア等に係るプログラムモジュール、セキュリティパッチ等(以下「セキュリティパッチ等」という。)の適用について、以下の作業を行うこと。

- ・受託者はシステムの導入後においてもセキュリティパッチ等の情報を収集し、重要な情報について担当職員に情報を提供すること。
- ・セキュリティパッチ等の適用が必要と認められた場合、受託者は担当職員の指示に基づきシステムへの適用作業を実施し、その結果を報告すること。
- ・セキュリティ管理の安全性等の観点からメーカー等から提供されたセキュリティパッチ等を即

適用することが好ましくないと判断される場合、またはセキュリティパッチ等の適用に当たって作業の結果、切り戻しを行う必要が生じた場合は、受託者は担当職員と協議の上、適用可否を決定すること。

- ・作業にあたっては、スケジュール、作業内容等について、担当職員と調整及び協議の上、実施すること。

8)その他特記事項

令和10年4月からの運用にあたり、WEBサイトの広報を目的としたパンフレット(A4裏表1枚)を作成すること。

また、操作方法や活用に係る解説を記載した操作マニュアルを作成し、WEBサイトに掲載すること。なお、操作マニュアルは運用開始前の関係者説明会での使用を想定し、令和10年1月までに作成すること。

9)打合せ協議

受託者は、着手時、現行システムの状況調査完了時、表示画面構成検討時、土砂災害関連情報公開の機能要件整理時、水防業務支援の機能要件整理時、システム全体構成方針の検討完了時、詳細設計完了時、システム構築完了時、成果品納入前に協議を行うこととする。協議時には、その都度協議記録を作成し、監督員の承認を得ることとする。その他必要と認められる場合は、適宜実施するものとする。

また、システム改修方針の検討からシステム構築の間においては定期的な進捗確認、問題点の早期発見・解決のため、1か月に1度定期報告を行うこと。

10)新旧システムの切り替え及び運用停止

新旧システムの切り替えに伴うシステムの停止及び欠測は、可能な限り短い期間となるよう調整するとともに、発注者の承諾を得ること。

11)データ移行

現行システムから抽出したデータを新システムに移入し、新規に受信したデータ同様に表示及び移出することを可能とすること。また、現行システムで登録済みのメールアドレスを新システムにて引き継ぐこと。

現行システムから、新システムへの移行時には、異常発生に備え、現行システムへの速やかな切り戻しを計画し、実施可能なこととする。

12)成果品の部数

受託者は、全ての成果品について次の部数を提出すること。

- ・紙媒体 2部
- ・電子媒体 各2部(電子データは2次利用可能な形式とする)成果品については下記のものを含めること。
- ・詳細設計書

- ・ハードウェア一覧、ハードウェア構成図
- ・ソフトウェア一覧、ソフトウェア構成図
- ・ネットワーク構成図
- ・他システム連携説明書
- ・試験計画書、試験結果報告書
- ・移行計画書
- ・運用計画書(運用設計書)
- ・協議記録、業務計画書、その他補足説明で用いた資料 等
- ・その他、監督員から求められたもの

13)システムの運用・保守

構築したシステムの運用・保守は令和 10 年4月に運用を開始すること。

システムの運用および保守は、システムを構築した者の実施を予定している。

14)その他

本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合については、監督員と協議の上決定すること。

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用、流用してはならない。また、本業務において知り得た事柄については県の承諾無く第三者に漏えいしてはならない。

業務に必要な機器は受注者にて準備するものとし、現在設置している機器の調整・変更・改良する際は監督員と協議を行うこと。

(6)技術提案を求める具体的内容

- 1)効率的な業務の履行に向けた実施方針、実施フロー及び工程計画
- 2)情報提供の内容および住民視点での利用しやすさに関する具体的な提案
- 3)業務効率向上のための水防業務支援機能の実装に関する具体的な提案
- 4)ランニングコストを含むシステム運用管理に関する具体的な提案

(7)履行期限 契約日の翌日から令和 10 年3月 31 日まで(債務負担行為設定済)

(8)業務実施上の要件

- 1)本業務の実施にあたり、追加業務等の必要が生じた場合には速やかに協議すること。
- 2)本業務の遂行に必要な県の保有する資料については、可能な限りこれを貸与する。

(9) 成果品

- 1)電子媒体 2部
- 2)紙媒体 2部

(10) 業務想定額 概ね 99,000 千円(税込)

(11) その他

「令和3年度 防災・安全交付金(総合流域防災)情報基盤総合整備事業 雨量等防災情報提供システム構築業務」については、砂防課調査管理係において閲覧可能です。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」(平成 30 年長野県告示第 588 号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の4第1項又は財務規則第 120 条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (3) 物品購入等入札参加資格に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年3月 25 日付け 22 管第 285 号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年3月 18 日付け 22 建政技第 337 号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例(平成 23 年長野県条例第 21 号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・県民税)を完納していること。
- (7) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。
- (8) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (9) 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 57 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (10) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (11) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱(平成 15 年4月1日会検第1号)第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (12) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (13) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (14) 国又は都道府県から発注された雨量又は水位に関する公開システムの構築業務を履行した実績を有すること。※「同種業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成 23 年4月1日から揭示日の前日までに完了した業務が該当します。
- (15) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (16) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社(常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社

又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。)

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合(総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。)

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(17) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記(1)から(16)の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格の登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況(専門分野職員の状況)

① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

② 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。

ウ 同種業務の実績

① 会社としての実績とする。

② 実績は、平成23年4月1日から揭示日の前日までに完了した業務を対象とする。

③「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、揭示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

① 配置予定の技術者について記載すること。

② 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 入札参加資格の登録状況、保有する技術職員の状況、同種実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野幅下 692-2

長野県建設部砂防課調査管理係

(係長)山田 晃 (担当)林 直希

電話 026-235-7316

ファクス 026-233-4029

メール sabo-chokan@pref.nagano.lg.jp

(5)参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年7月 16 日(木)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。

(6)技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(17)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。ただし、参加表明書の提出期限までに様式2号及び様式3号(添付資料を含む)の提出がない場合は技術提案書の提出者に選定しません。なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」(平成 30 年長野県告示第 588 号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされているか	・登録されているか
2 技術職員の状況 (専門分野別)	・専門分野の技術職員の在籍状況	・当該業務の実施に必要な技術職員がいるか
3 同種業務の実績(会社)	・同種業務の内容	・同種業務の実績があるか
4 配置予定の 管理技術者	・配置予定技術者の状況	・配置予定技術者が適当か

5 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か (当該業務の主要部分を再委託することにならないか) ・再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適正か(最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか) ・技術協力を求める先の選定は適切か

(7)非該当理由に関する事項

- ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由(非該当理由)を書面により、砂防課長から通知します。
- イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含めない。)以内に、書面(書式自由)により、砂防課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に書面により行います。
- エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
- ① 受付場所 3(4)に同じ。
 - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)
 - ③ 受付方法 原則として電子メール(回答を受ける担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること)とします。なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。
 - ④ 回答方法 原則として電子メールによる。

(8)その他の留意事項

- ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。
- イ 参加表明書の提出をした業者名(参加要件資料審査結果表)は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

- (1)技術提案書の作成様式 様式7号による。
- (2)技術資料の作成様式 様式8号による。
- (3) 技術提案書記載上の留意事項

- ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

- ① 同種業務は、平成23年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務とする。

- ② プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。
- ③ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

イ 技術者動員計画

- ① 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがあります。
- ② 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

ウ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

エ 配置予定の技術者の資格については資格証、同種業務の実績については、契約書、テクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4)不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付期間 掲示の日から令和8年7月17日(金)まで。

(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 電子メールとします。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日 令和8年7月18日(月))

(5)技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年7月30日(木)

(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出部数 紙10部及び電子1部

エ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りします。

オ その他 提出期限までに様式7号及び様式8号(添付書類を含む)の提出がない場合、技術提案は無効とします。技術提案書の補足説明資料がある場合は、技術提案書提出時に提出することができます。補足説明資料の提出部数は紙10部及び電子1部です。提出後の技術提案書および補足説明資料の差し替え及び再提出は認めません。

(6)技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 令和8年8月5日(水)(変更の場合があります。)

イ 場所 長野県庁(詳細については決定次第連絡します。)

ウ 時間 各者25分程度(説明20分、質疑5分)を予定(提案者の公募数により変更の場合があります。)

エ その他 プロジェクターおよびスクリーンは県で用意します。そのほか投影操作用のパソコン等必要な機器は提案者で用意してください。

(7)技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項	評価の視点
配置予定管理技術者の資格等 (10点)	資格(5点)	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか ①「高度情報処理技術者試験」に位置づけられる資格、または技術士 総合技術監理部門(建設部門-河川、砂防及び海岸・海洋、または情報工学-科目指定なし)を有しているか ②「情報処理技術者試験」に位置づけられる資格、または技術士 建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)、または情報工学部門(科目指定なし)を有しているか
	同種業務実績(5点)	・同種業務の実績が多数あるか 管理技術者として従事した実績が5件以上又は2件以上あるもの
費用 (15点)	費用の妥当性	・当該業務を実施するのに妥当な費用となっているか
技術提案の内容 (60点)	技術提案の的確性(5点)	・求められている提案内容を的確に理解し検討が十分されているか
	技術提案の個別審査(55点)	・的確性、実現性に優れた提案内容であるか
技術者の技術力及び意欲等 (10点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する	・当該業務を実施するのに必要な技術力や意欲があるか
費用と技術提案の整合性 (5点)	採点すべき優れた技術提案に加点する	・技術提案に優れ、かつ費用も企画提案に見合った内容で優れているか
評価点の合計(100点)		

(8)特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、砂防課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9)非特定理由に関する事項

- ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を書面により、砂防課長から通知します。
- イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 10 日(休日を含めない。)以内に、書面(様式自由)により、砂防課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。
- ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内(休日を含めない。)に書面により行います。
- エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 3(4)に同じ。
 - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)
 - ③ 受付方法 電子メール等とします。なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。
- ④ 回答方法 原則として電子メールによる。

(10)その他の留意事項

- ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。
- イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

5 その他

(1)契約書作成の要否 要

- (2)関連情報を入手するための窓口 3(4)に同じ。
- (3)必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。
- (4)設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。